

2016年1月16日

適格消費者団体
特定非営利活動法人 消費者支援機構関西 御中

佐々木食品工業株式会社

貴法人の2015年12月16日付「申入れ、要請及び再お問い合わせ」と題する書面の事項につき、下記のとおり回答いたします。

<申し入れ内容>

貴社が提供する「しじみ習慣」のweb上の表記、twitterのプロモーション、各媒体上の広告などにおいて、「休肝日の代わりにしじみ習慣」「休肝日？私はしじみ習慣」など、「しじみ習慣」を摂取することが、休肝日を設けることの代わりになるかのような表記を停止するよう求めます。

「休肝日の代わりにしじみ習慣」「休肝日？私はしじみ習慣」などの表記は、「しじみ習慣」を摂取することが休肝日を設けることと同じような機能、効能・効果を持つとの意味内容を表示しているといえます。しかし、しじみのエキスを摂取することが、休肝日と同じ効果を持つとは到底考えられません。上記表記は消費者の認識を誤らせ、健康に対する被害を生じさせる懸念すら抱かせます。

また、貴社が提供する「しじみ習慣」は、しじみを主成分とした加工食品であり、機能性表示食品でも特定保健用食品でも、ましてや医薬品でもありません。であるにもかかわらず、上記のような機能もしくは効能・効果を表示することは、商品の質について、一般消費者に対し実際よりも著しく優良であると示しているものであり、上記表記は景品表示法第10条1号に該当します。

<回答>

10月27日付の回答に記載させていただきましたように、弊社では「しじみ習慣」が休肝日の代わりになるということは意図しておりませんでした。しかしながら、ご指摘の通り、消費者の方におかれましては、「しじみ習慣」が休肝日と同等の効能・効果を有すると誤認される方もいらっしゃる可能性があります。そのため、ご指摘いただきましたように、弊社が設置したサイト等において「しじみ習慣」が休肝日の代わりになるような表記は今後、行わないように考えています。また、過去の広告バナーやランディングページにある「しじみ習慣」が休肝日の代わりになるよう

な記載についても削除をする方向です。

<要請内容>

(1) アフィリエイト広告についての適切な対策について

アフィリエイトの方法で貴社の商品を宣伝するウェブサイトについて、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律、景品表示法、特定商取引法に抵触する事態が生じないように、随時、サイトの点検をした上で、必要な対策を講じるよう要請します。

貴社は、自社商品の広告手段として、アフィリエイト広告を利用しておられます。アフィリエイト広告においては、アフィリエイトが報酬目当てで誇大な広告や、法令に抵触する広告を作成するおそれがあります。広告主とアフィリエイトサービスプロバイダとの間の契約や、アフィリエイトサービスプロバイダとアフィリエイトターとの間の契約の中で、法令を遵守する義務が定められている場合でも、全てのアフィリエイトにまで徹底されているとは限りません。つきましては、広告主として不適切な広告により、消費者が不利益を被ることがないようにすべきであるとの見地から、随時、サイトの点検をした上で、必要な対策を講じるよう要請するものです。

<回答>

10月27日付の回答に記載させていただきましたように、アフィリエイト広告については、弊社から一次代理店に発注し、一次代理店は二次代理店に発注しています。二次代理店はそれぞれのASP（アフェリエイト・サービス・プロバイダー）と提携し、最終的にアフェリエイトに広告を掲載させています。

ASPとアフェリエイトの間には、薬事法や景表法などの法令を遵守することの契約がなされています。しかしながら、ご指摘の通り実際に「しじみ習慣」のアフェリエイトが法令を遵守出来ていない可能性もあります。検索エンジンで「しじみ習慣」と検索した場合、アフィリエイト広告の内容について法令が遵守されているか確認し、遵守されていない場合については、発注先である一次代理店へ協力を要請していきます。

(2) 広告であることの明示について

自社サイト以外で、貴社または貴社の関係者が貴社製品の広告のためのサイトを設置するときは、それが、貴社あるいは貴社の関係者が設置したサイトであること及びその内容が広告であることを明示するよう要請します。

ネット上には、もっぱら貴社製品を推奨することを目的としたと見られるサイトが散見されます(*1)。しかしこれらのサイトは、商品自体の紹介や、体験談の紹介の

体裁をとっており、広告であることの明示がありません。また、サイトの設置者が誰であるのかも全く不明です。

これらのサイトは、アフィリエイト広告である可能性もありますが、もし、貴社あるいは貴社の依頼を受けた者が設置したサイトであるならば、広告であることを隠して、実質的に広告を行うものであり、いわゆるステルスマーケティングに該当することになります（消費者庁「インターネット消費者取引に係る広告表示に関する景品表示法上の問題点及び留意事項」5頁）。

ステルスマーケティングは、消費者に対して、広告であることを隠して購入動機の形成を働きかけるもので、情報提供のあり方として不公正な面があり、欧米でも規制対象となっています。

したがって、これらのサイトが貴社あるいは貴社の関係者が設置したサイトであるときは、貴社あるいは貴社の関係者が設置したサイトであること及びその内容が広告であることを明示するよう要請します。

<回答>

ご要望のように、弊社および弊社関係者が設置したサイトの場合は、その旨を記載するようサイト制作を依頼している広告代理店へ要請していきたいと考えております。また、アフィリエイト広告を発注している代理店へも協力を要請していきたいと考えております。

<再お問い合わせ>

貴社が提供する「しじみ習慣」一粒当たりに、しじみ何グラム分、あるいは何個分のエキスが入っているかは、消費者が商品を選択する上で重要な情報提供である、と当団体は考えます。しかし、12月〇〇日現在で、貴社が提供する「しじみ習慣」のweb上において、明確な表記が確認できません。そこで以下の質問についてお答えください。

1 貴社は、貴社が提供する「しじみ習慣」一粒当たりに、しじみ何グラム分、あるいは何個分のエキスが入っているのか、消費者に情報提供することは、必要だと思われませんか、不必要だと思われませんか。理由も含めてお答えください。

2 必要だと思われる場合、いつからどのような内容で情報提供をされるのか、予定をお聞かせください。

<回答>

「しじみ習慣」一粒当たりに、何グラム分、あるいは何個分のエキスが入っているかを消費者に情報提供することは不必要だと考えております。

まず、食品表示法等の関連法規において、「しじみ習慣」1粒あたりに、しじみ何グラム分、あるいは何個分のエキスが入っているかを、表記しなければいけない義務があるとい

う認識はございません。

また、ご指摘いただきましたので、改めて「しじみ習慣」1粒あたりに、何個分のシジミ貝のエキスが含まれているのか調査しましたところ、シジミ貝の大きさやエキスの収率については季節変動や個体差が大きいため、逆に固定した量を明記することで、優良誤認となる可能性も否定できないことが明らかになりました。(別紙添付書類参照：シジミ貝の個数については、論文等の客観的な情報と、弊社で実際に測定した情報によって算出しています。)

他社の事例になりますが、発酵法などで製造されたオルニチンを原材料として「○○個分のシジミ」などと記載されているサプリメントやインスタント味噌汁などがあります。製品に含まれるオルニチン量と、シジミ貝に含まれるオルニチン量を比較して換算してあると思われます。何らかのデータを根拠として、個数換算されていると思われませんが、固定された量の場合、比較しているシジミ貝の大きさ・オルニチン量の季節変動や抽出方法による変動について考慮されているかどうかは不明です。特に、シジミ中には遊離アミノ酸としてのオルニチンに加え、低分子ペプチドに含まれているオルニチンもあります。^{1),2)}遊離状態のオルニチンのみとの比較と低分子ペプチドに含まれているオルニチンも含めて全てのオルニチンとの比較をした場合では結果が異なってきます。加えて、シジミは冷凍処理などのストレス負荷により低分子ペプチドに含まれるオルニチンから遊離オルニチンへと変換することも報告されています。^{2),3)}そのため、分析対象としたシジミ貝がどのような保管状態であったのかなどにより遊離オルニチン、ペプチドに含まれるオルニチンの量は異なってきます。以上のように、一つの成分をもって、シジミ何個分と表記することも非常に困難かつ不明確となり、消費者に対し誤認を与える可能性も否定できません。

しかしながら、シジミ貝を食べる代わりに「しじみ習慣」を飲むことを目的とされるお客様がいらっしゃることも事実なので、お電話等でお問合せがあった場合には、シジミ貝の大きさには、季節変動や個体差などがあることも伝えた上で、1日の目安量である「しじみ習慣」2粒に含まれるシジミ貝としてのおおよその量に関する情報を提供することを検討中です。

1) Wu, et al. Proximate composition, free amino acids and peptides contents in commercial chicken and other meat essences. *Journal of Food and Drug Analysis*, 2002, 10, 170-177.

2) Uchisawa, et al. A novel ornithine-containing tripeptide isolated from the extract of the brackish-water bivalve *Corbicula japonica*. *Biochimica et Biophysica Acta (BBA) - General Subjects*, 2007, 1770, 790-796.

3) Uchisawa, et al. Influence of Low-temperature Processing of the Brackish-water Bivalve, *Corbicula japonica*, on the Ornithine Content of Its Extract. *Bioscience, Biotechnology, and Biochemistry*, 2004, 68, 1228-1234.